

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第123号
令和元年10月8日
警察庁交通局運転免許課長

大型自動二輪車に関する規定の整備に関する留意事項について（通達）
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）の概要等は、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」（令和元年9月19日付け警察庁丙交企発第42号、丙交指発第11号、丙規発第20号、丙運発第21号）をもって通達されたところであるが、このうち、本年12月1日から施行される大型自動二輪車に関する規定の整備に関する留意事項については下記のとおりであるので、事務処理に誤りのないようになされたい。

記

1 運転免許に付す条件と免許証への記載等について

(1) 電動大型二輪限定免許

改正府令附則第4項の規定により、定格出力が20.00キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車（以下「電動大型自動二輪車」という。）を使用して行う大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）の運転免許試験（以下「特例試験」という。）に合格した者に対し大型二輪免許を与えるときは、運転することができる大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定した免許（以下「電動大型二輪限定免許」という。）を与えることとなる。

電動大型二輪限定免許に付す条件、条件の免許証への記載方法及び運転者管理システムにおいて用いる免許の条件等コードについては、別紙1のとおりとする。

(2) A T限定大型二輪免許

運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「A T機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型自動二輪車免許（以下「A T限定大型二輪免許」という。）については、これまで、運転することがで

きる車両を総排気量0.650リットル以下のものに限定していたところ、改正府令の施行後は当該総排気量の上限を設けないこととなる。

これに伴い、改正府令の施行日以後にA T限定大型二輪免許を与える場合において、当該免許に付す条件、条件の免許証への記載及び運転者管理システムにおいて用いる免許の条件等コードについては、別紙2のとおりとする。なお、改正府令の施行前にA T限定大型二輪免許に係る技能試験又は指定自動車教習所の卒業検定に合格した者に対し、改正府令の施行後に当該免許を与える場合についても同様である。

改正府令附則第8項の規定により、改正府令の施行の際現にA T限定大型二輪免許に付されている総排気量による限定については、これをないものとみなすこととされたことから、改正府令の施行の際現にA T限定大型二輪免許を受けている者については、改正府令の施行後における運転免許証の更新又は再交付の際に、別紙3のとおり条件の記載を変更すること。

2 運転従事証明書について

改正府令附則第7項の規定により特例試験を受けようとする者が運転免許申請書に添付しなければならないこととされている、改正府令の施行の際現に電動大型自動二輪車の運転に従事している者（以下「電動大型自動二輪車運転従事者」という。）に該当する者であることを証明する書類（以下「運転従事証明書」という。）についての留意事項は、次のとおりである。

(1) 証明者

証明は、原則として、電動大型自動二輪車の所有者（特例試験を受ける本人が所有者である場合を含み、所有者が法人である場合には当該車両の管理者等とする。）、同居の親族等電動大型自動二輪車の運転に従事している事実を証明し得る者に行わせること。

(2) 運転従事証明書の様式及び添付書類

運転従事証明書の様式は別記様式のとおりとし、これに、電動大型自動二輪車の自動車検査証（交付年月日が施行日前であり、かつ、有効期間の満了する日が施行日以後のものに限る。）の写し、軽自動車届出済証（交付年月日が施行日前のものに限る。）の写し、自動車損害賠償責任保険証明書（施行日が保険期間内のものに限る。）の写しその他の施行の際電動大型自動二輪車を現実に運転することができる状態にあったことを証明する書類を添付すること。

3 電動大型自動二輪車に関する初心運転者期間制度の適用上の留意事項について

電動大型自動二輪車の運転に関し違反行為をした場合における道路交通法

(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第100条の2第1項に規定する初心運転者期間制度の適用については、次の事項に留意すること。

(1) 改政府令の施行日前に違反行為をした場合

普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る初心運転者期間内の者が、改政府令の施行日前に、施行日以後において電動大型自動二輪車となる普通自動二輪車の運転に関し違反行為をした場合には、当該普通二輪免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為に該当する。

(2) 改政府令の施行日以後に違反行為をした場合

ア 電動大型自動二輪車運転従事者が改政府令附則第2項の規定により大型二輪免許とみなされる普通二輪免許で電動大型自動二輪車を運転していた場合

電動大型自動二輪車は普通二輪免許に係る法第71条の5第2項に規定する免許自動車等に該当しないことから、普通二輪免許に係る初心運転者期間内の者が電動大型自動二輪車の運転に関し違反行為をしても、当該普通二輪免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為には該当しない。

イ 電動大型二輪限定免許等を受けて電動大型自動二輪車を運転していた場合

電動大型二輪限定免許又はその他の大型二輪免許（以下「電動大型二輪限定免許等」）を新たに取得した者は、大型二輪免許を受けた者に該当することから、当該免許を受けた日から大型二輪免許に係る初心運転者期間が始まることとなる。

したがって、電動大型二輪限定免許等に係る初心運転者期間内の者が電動大型自動二輪車の運転に関し違反行為をした場合には、当該電動大型二輪限定免許等に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為に該当する。

4 運転者管理システムの運用について

電動大型自動二輪車に関する運転者管理システムの運用については、「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（通達）」（平成31年1月30日付け警察庁丙運発第5号、丙情管発第6号、丙通施発第4号。以下「実施要領」という。）及び「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則の改正について（通達）」（令和元年6月6日付け警察庁丁運発第21号、丁情管発第102号。以下「実施細則」という。）のほか、次のとおりとする。

- (1) 改政府令附則第2項の規定により大型二輪免許とみなされる普通二輪免許により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

電動大型自動二輪車運転従事者が普通二輪免許で違反又は事故を起こした場合には、違反登録票（資料区分60）又は事故登録票（資料区分80）を用いて登録すること。その際、これらの登録票中「①免許の種類」欄には「00」を入力すること。また、これらの登録票中「③違反名」欄に「無免許運転0380、1380、2380」を入力しないこと。

また、当該違反又は事故については、追記登録票（資料区分03）を用いて追記登録し、行政処分照会票（資料区分09）により累積点数を照会して当該者が処分の基準点数に達しているかどうかを確認すること。

- (2) 電動大型二輪限定免許等により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

実施要領及び実施細則に従って登録すること。

別記様式

電動大型自動二輪車運転従事証明書			
公安委員会 殿		証明者 住所 電話番号 氏名	年 月 日 ㊟
下記の運転従事者は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）の施行の際現に下記の電動大型自動二輪車の運転に従事していたことを証明します。			
運転従事者	氏名・ 生年月日		年 月 日
	住 所		
	免許証番号	第	号
運転に従事 していた電 動大型自動 二輪車	車 名	(定格出力)	
	所有者の住 所、電話番 号及び氏名	住所 電話番号 氏名	
	所有者と運 転従事者と の関係		
証明者と運 転従事者と の関係			
備考			

- 備考 1 証明は、原則として、電動大型自動二輪車の所有者（特例試験を受ける本人が所有者である場合を含み、所有者が法人である場合には、当該車両の管理者等とする。）、同居の親族等電動大型自動二輪車の運転に従事している事実を証明し得る者に行わせること。
- 2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）の施行の際現に下記の電動大型自動二輪車の運転に従事していた」とは、令和元年12月1日前に、電動大型自動二輪車を自ら所有し、これを所有する法人において電動大型自動二輪車を運転して行う業務を行っていたなど、電動大型自動二輪車を現実に運転することができる状態にあったことをいう。
- 3 電動大型自動二輪車の所有者が法人である場合には、その所在地、名称及び代表者氏名を記載すること。
- 4 自動車検査証（交付年月日が施行日前であり、かつ、有効期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。）の写し、軽自動車届出済証（交付年月日が施行日前のものに限る。）の写し、自動車損害賠償責任保険証明書（施行日が保険期間内のものに限る。）の写しその他の施行日に電動大型自動二輪車を現実に運転することができる状態にあったことを証明する書類を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

現に受けている免許	特例試験において使用した電動大型自動二輪車	与える免許の種類	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	コード
普通二輪免許	A T電動大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる大型二輪車を電動大型自動二輪車(A T車に限る。)に限定する。	「大型二輪は電動大型二輪のA T車に限る」と記載する。	360
	M T電動大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる大型二輪車を電動大型自動二輪車に限定する。	「大型二輪は電動大型二輪に限る」と記載する。	360
A T限定普通二輪免許	A T電動大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を、電動大型自動二輪車(A T車に限る。)及び普通二輪車(A T車に限る。)に限定する。	「大型二輪は電動大型二輪のA T車に限り、普通二輪はA T車に限る」と記載する。	360
A T限定普通二輪免許(小型二輪車を除く。)	A T電動大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を、電動大型自動二輪車(A T車に限る。)、普通二輪車(A T車に限る。)及び小型二輪車に限定する。	「大型二輪は電動大型二輪のA T車に限り、普通二輪はA T車に限る(小型二輪は除く)」と記載する。	360

- 備考 1 「A T電動大型二輪車」とは、A T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない電動大型自動二輪車をいう。
- 2 「M T電動大型二輪車」とは、電動大型自動二輪車のうちA T電動大型自動二輪車以外のものをいう。
- 3 「A T限定普通二輪免許」とは、改政府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別表第4第1号備考13のA T限定普通二輪免許をいう。
- 4 「A T限定普通二輪免許(小型二輪車を除く。)」とは、運転することができる普通自動二輪車(小型二輪車を除く。)をA T車に限る普通二輪免許をいう。
- 5 その他の用語は実施細則の例による。

現に受けている免許	試験等において使用した二輪車	与える免許の種類	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	コード
なし	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る」と記載する。	354
A T 限定普通二輪免許					
A T 小型限定普通二輪免許					
普通二輪免許	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる大型二輪車を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る(普通二輪は除く)」と記載する。	355
小型限定普通二輪免許	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車(小型二輪車を除く。)を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る(小型二輪は除く)」と記載する。	356
A T 限定普通二輪免許(小型二輪車を除く。)	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車(小型二輪車を除く。)を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る(小型二輪は除く)」と記載する。	356

- 備考 1 「試験等」とは、法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う運転免許試験又は第99条第1項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定をいう。
- 2 「A T 限定普通二輪免許」とは、改政府令による改正後の道路交通法施行規則別表第4第1号備考13の A T 限定普通二輪免許をいう。
- 3 「A T 小型限定普通二輪免許」とは、道路交通法施行規則第33条第5項第1号タの A T 小型限定普通二輪免許をいう。
- 4 「小型限定普通二輪免許」とは、道路交通法施行規則第24条第1項の小型限定普通二輪免許をいう。
- 5 「A T 限定普通二輪免許(小型二輪車を除く。）」とは、運転することができる普通自動二輪車(小型二輪車を除く。)を A T 車に限る普通二輪免許をいう。
- 6 その他の用語は実施細則の例による。

A T 限定大型二輪免許に付す条件等

コード	改正前		改正後	
	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法
354	運転することができる二輪車を総排気量0.650リットル以下のA T車に限定する。	「二輪車は排気量0.6501以下のA T車に限る」と記載する。	運転することができる二輪車をA T車に限定する。	「二輪車はA T車に限る」と記載する。
355	運転することができる大型二輪車を総排気量0.650リットル以下のA T車に限定する。	「二輪車は排気量0.6501以下のA T車に限る（普通二輪は除く）」と記載する。	運転することができる大型二輪車をA T車に限定する。	「二輪車はA T車に限る（普通二輪は除く）」と記載する。
356	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）を総排気量0.650リットル以下のA T車に限定する。	「二輪車は排気量0.6501以下のA T車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）をA T車に限定する。	「二輪車はA T車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。
360	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のA T車に限る。）及び特定普通自動二輪車（A T車に限る。）に限定する。	「二輪車は排気量0.6501以下の特定二輪のA T車に限る」と記載する。	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（A T車に限る。）及び特定普通自動二輪車（A T車に限る。）に限定する。	「二輪車は特定二輪のA T車に限る」と記載する。
	運転することができる二輪車を、大型二輪車にあっては特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のA T車に限る。）に限定する。	「大型二輪は排気量0.6501以下の特定二輪のA T車に限る」と記載する。	運転することができる二輪車を、大型二輪車にあっては特定大型自動二輪車（A T車に限る。）に限定する。	「大型二輪は特定二輪のA T車に限る」と記載する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のA T車に限る。）及び普通自動二輪車（A T車に限る。）に限定する。	「大型二輪は排気量0.6501以下の特定二輪のA T車に限り、普通二輪はA T車に限る」と記載する。	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（A T車に限る。）及び普通自動二輪車（A T車に限る。）に限定する。	「大型二輪は特定二輪のA T車に限り、普通二輪はA T車に限る」と記載する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪は排気量0.6501以	運転することができる二輪車を、特定大型自	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪はA T車に限る」

動二輪車（総排気量0.650リットル以下のAT車に限る。）、特定普通自動二輪車（AT車に限る。）及び小型二輪車に限定する。	下のAT車に限る」と記載する。	動二輪車（AT車に限る。）、特定普通自動二輪車（AT車に限る。）及び小型二輪車に限定する。	と記載する。
運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のAT車に限る。）、特定普通自動二輪車（AT車に限る。）及び小型二輪車（AT車に限る。）に限定する。	「二輪車は小型二輪のAT車に限り、特定二輪は排気量0.650以下のAT車に限る」と記載する。	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（AT車に限る。）、特定普通自動二輪車（AT車に限る。）及び小型二輪車（AT車に限る。）に限定する。	「二輪車は小型二輪のAT車に限り、特定二輪はAT車に限る」と記載する。

- 備考 1 「特定大型自動二輪車」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号。以下「平成21年改正府令」という。）附則第2項の特定大型自動二輪車をいう。
- 2 「特定普通自動二輪車」とは、平成21年改正府令附則第3項の特定普通自動二輪車をいう。
- 3 その他の用語は実施細則の例による。